

○尾張旭市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、尾張旭市広告掲載要綱第3条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告審査にあたっての基本的な考え方)

第2条 この基準により広告を審査する場合には、この基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮したうえで、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(基準の適用)

第3条 この基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等が必要な場合には、広告主に依頼することとし、広告主が、正当な理由がなく修正、削除等に応じない場合は、当該広告は掲載しない。

(広告主として規制する業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ（たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等は除く）
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律等に定めのない医業類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断に関するもの
- (9) 興信所・探偵事務所等
- (10) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (11) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (12) 法律等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (13) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (14) 各種法令に違反しているもの
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善が見込まれないもの
- (16) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反しているもの
- (17) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

(18) 尾張旭市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足る相当の理由のある者

(19) 尾張旭市の市税等を滞納しているもの

(20) その他適当でないと市長が認めるもの

2 市の広告媒体所管課は、広告掲載に関する申込みを受けたときは、直ちに前項の規定に基づく事業者に関する要件確認審査（事業者審査）を行うものとする。

（広告内容の一般基準）

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

エ 市が実施する事業の円滑な運営に支障をきたすもの

オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの

キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

ク 社会的に不適切なもの

ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの

例) 「世界一」、「一番安い」、「当社だけ」等（掲載に際しては、根拠となる資料が必要）

イ 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの

例) 「最後のチャンス」、「あなただけ」等

ウ 虚偽の内容を表示するもの

エ 法令等に違反する業種・商法・商品

オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

カ 責任の所在が明確でないもの

キ 広告の内容が明確でないもの

ク 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等しているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証を行っている商品やサービス等に係るものを除く。）

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現

ウ 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(WEBページに関する基準)

第6条 広告主のWEBページにリンクをする広告（バナー広告等）に関しては、市のWEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主のWEBページの内容についても、WEBページの性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準の全部又は一部を準用することができる。

2 他のWEBページを集合し、情報提供することを主たる目的とするWEBページで、尾張旭市広告掲載要綱及びこの基準、その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うWEBページを閲覧者に斡旋又は紹介しているWEBページの広告は掲載しない。

(屋外広告に関する基準)

第7条 次の各号に定める屋外広告は掲載しない。

(1) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定する屋外広告物に該当する場合で、愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号）に規定する許可を受けていないもの。

(2) 良好な景観の形成及び風致を害するおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 会社名、商品名を著しく繰り返すもの

イ 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの

ウ 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの

エ 景観と著しく違和感があるもの

オ 意味なく、身体の一部を強調するようなもの

カ 著しくデザイン性の劣るもの

キ 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの

ク 地域のルール及び慣習によって形成された景観や文化にそぐわないもの

(3) 交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 自動車等の運転者の誤解を招くおそれがあるもの

(ア) 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの

(イ) 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの

(ウ) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの

イ 自動車等の運転者の注意力を散漫にするおそれのあるもの

(ア) 過度に読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの

(イ) 水着姿、裸体姿等を表示し、著しく注意を引くもの

(ウ) デザインが分かりづらい等、判断を迷わせるもの

(エ) 絵柄や文字が過密及び過小等により視認性が悪いもの

(広告媒体ごとの基準)

第8条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

(広告内容の業種別基準)

第9条 掲載する広告の表示内容については、次の各号に定める業種ごとの基準に留意するものとする。

なお、医療、高齢者福祉サービス、消費者関連法、選挙、墓地、古物商・リサイクルショップ等、食品に関し、この基準又は関連法令等に抵触するおそれがあるものについては、関係法令等の所管行政庁に確認するものとする。

(1) 人材募集

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していること

イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものは掲載しない。

ウ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(2) 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例) 「1か月で確実にマスターできる」等

(3) 学習塾・予備校・専門学校等

ア 合格率等実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する（根拠となる資料が必要）。

イ 通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類する名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

(4) 外国大学の日本校

日本の学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学でない旨を明確に表示すること。

(5) 資格講座

ア 民間の講習業者が国家資格でない資格に係る講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は当該資格を有する者を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示する。

イ 国家資格に係る講座には、その講座だけで国家資格が取れるというようなまぎらわしい表現は使用せず、当該資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示する。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲

載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(6) 病院、診療所、助産所

医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7及び獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規定に反しないこと。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載しない。

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第66条から第68条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

イ 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。

(9) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品

ア 健康増進法（平成14年法律第103号）第65条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

イ 食品については、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食品表示基準に基づいて表示すること。

ウ 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・効果について表示できない。

エ 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと。かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。

(10) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

ア サービス全般（介護老人保健施設を除く。）

（ア） 介護保険法に規定する介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

（イ） 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等一般的なものとする。

（ウ） 利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

例)「尾張旭市事業受託事業者」等

イ 介護老人保健施設

介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は、広告できない。

ウ 有料老人ホーム

(ア) 有料老人ホーム設置運営標準指導指針(平成14年7月18日付け厚生労働省老健局長通知)に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

(イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

(ウ) 有料老人ホームに関する不当な表示(平成16年公正取引委員会告示第3号)に抵触しないこと。

エ 有料老人ホームの紹介業

(ア) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等一般的なものとする。

(イ) 利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

オ サービス付き高齢者向け住宅

(ア) 国土交通省及び厚生労働省「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第22条第1号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法」(告示)に関する事項を遵守すること。

(イ) 本条(12)不動産事業の規定を順守すること。

(11) 墓地等

市町村長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

(12) 不動産事業

ア 広告掲載主体に関する表示には、名称、所在地、連絡先、認可免許証番号等を明記する。

イ 不動産の売買や賃貸の広告には、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。

ウ 契約を急がせるような表示のものは掲載しない。

例)「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等

(13) 弁護士・公認会計士・税理士・司法書士等

各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。

(14) 旅行業

ア 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。ただし、補償については、広告内にすべて記載しなくては必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。

イ 不当表示に注意する。

例) 「白夜でない時期の「白夜旅行」」、「行程にない場所の写真」等

ウ その他広告表示について、旅行業法(昭和27年法律第239号)第12条の7及び8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。

(15) 通信販売業

特定商取引に関する法律第11条及び第12条並びに同法施行規則第23条から第26条の規定に反しないこと。

(16) 雑誌・週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告であること。

イ 見出しや写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

ウ 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言・写真)がないものであること。

エ 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件等の被害者)の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

オ タレント等著名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。

カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

キ 未成年、心神喪失者等の犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。

ク 公の秩序及び善良な風俗に反する表現のないものであること。

(17) 映画・興業等

ア 暴力、ギャンブル、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。

イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張したりした表現等は使用しない。

オ ショッキングなデザインは使用しない。

カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

(18) 古物商・リサイクルショップ等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

イ 一般廃棄物処理業に係る市町村長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例) 「回収」、「引取り」、「処理」、「処分」、「撤去」、「廃棄」等

(19) 結婚相談所・交際紹介業

ア 業界団体に加盟していること。

イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等を原則とする。

ウ 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（一般社団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得している等）。

(20) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

イ 主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）する広告は掲載しない。

(21) 質屋・チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等の表示はしない。

例）「〇〇が50,000円」、「新幹線 名古屋～東京 9,000円」等

イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(22) トランクルーム及び貸し収納業者

ア 「トランクルーム」は、国土交通省の「優良トランクルーム」の認定を受けた事業者であること。また、認定を受けている旨及び認定番号を表示すること。

イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の趣旨を明確に表示すること。

例）「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等

(23) 金融商品

ア 投資信託等

（ア） 将来の利益が確実・保証されているような表現がないこと。また、利益について記載する場合は、必ず予想に基づくものであることを明示すること。

（イ） 元本保証がない旨等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。

イ 商品先物取引及び外国為替証拠金取引（FX）等

（ア） 監督行政庁等の許可・登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。なお、名称や登録番号、業界団体役員であることは必ず明記すること。

（イ） 安全・確実性や有利性等を強調し、投機心をいたずらに煽るものでないこと。

（ウ） 利益保証がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。

ウ その他金融商品

当該金融商品の内容に応じ、本号ア及びイの規定を準用する。

(24) ウィークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を得ていること。

(25) 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

第4条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

例) たばこ製造・販売業者の「喫煙マナー向上のための広告」等

(26) その他、表示について注意を要するもの

ア 割引価格

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例) 「メーカー希望小売価格の30%引き」等

イ 比較広告

主張する内容が客観的に実証されていること（根拠となる資料を明示すること）。

ウ 無料で参加・体験できるもの

費用がかかることがある場合、その旨を明示すること。

例) 「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

(ア) 原則として、広告主の法人の正式名称（例：株式会社〇〇）を明記する。広告主が法人格を有しない団体である場合にあっては、代表者名を明記する。ただし、広告の内容から広告主の法人名等が明らかである場合には、重ねて法人の正式名称等を記載することを要しない。

(イ) 原則として、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。ただし、広告の内容に照らし、広告主の所在地、連絡先を記載することにより、かえって市民等の誤解を招く場合には、広告主に代えて、問い合わせ先の所在地、連絡先を記載することができる。

(ウ) 連絡先については、原則として固定電話とする。

オ 肖像権及び著作権

無断使用がないか確認すること。

カ 宝石の販売

虚偽の表現に注意(公正取引委員会に確認の必要あり)。

例) 「メーカー希望価格の50%引」(宝石には通常、メーカー希望価格はない)

キ アルコール飲料

(ア) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例) 「お酒は20歳を過ぎてから」等

(イ) 飲酒を誘発するような表現の禁止

例) 酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等

(ウ) 飲酒運転禁止の文言を明確に表示すること

例) 「飲酒運転は法令で禁止されています」等

ク 消費税表記

消費税の課税対象となる商品・サービス等の価格は、総額表示（税込み価格を表示）とする。

附 則

この基準は、平成19年10月26日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。